４～８　［略］

［削る。］

９～11　［略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

事　業　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１～３　略］

［削る。］

６～10　［同左］

11　貸金業協会等への加入状況等

12～14　［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

事　業　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１～３　同左］

４　貸付金の種別残高

貸付種別＼件数・残高		件数	構成割合	残高	構成割合	平均約定金利
消費者向	無担保（住宅向を除く）	件	%	百万円	%	%
	有担保（住宅向を除く）					
	住宅向					
	計					
事業者向	貸付					
	手形割引					
	計					
合計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

（記載上の注意）

１　事業年度の期間が４月１日から翌年３月31日までの間である貸金業者が、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第24条の６の10第１項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。

２　「平均約定金利」は加重平均により小数点第２位まで記載する。

３　「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。

４　担保には保証を含まない。

５　「構成割合」は合計に対する割合を記載する。

６　「株式取得資金」の貸付は、１件の貸付残高が１億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。

７　「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。

８　「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。